和 子

はじめに

ことになったという。こうした戸田氏の富豪層論は、 大きな役割を果たしたといわれる。このような富豪層と都の貴顕との私的結合は、九世紀末以降、諸国でさらに増加 運用しつつ、生産者を代表して国衙への納税を請負う階層である。なかでも「富豪浪人」は、 した浪人層であり、律令国家の直接的規制をうけずに独自の経営を展開する存在として、地方制度を変容させるのに 戸田氏によれば、八世紀末頃から台頭した富豪層は、 れた。この「富豪之輩」の成長を軸に古代社会から中世社会への転換を論じた研究として戸田芳実氏の論文がある。 権限を与える政策をとった。 危機すらもたらした。そこで朝廷は十世紀初頭に至り、 される。彼らは律令制を転換させた農村における潜在勢力の中心となり、九世紀の朝廷によって「富豪之輩」と呼ば 平安期における地方変化の際立った特徴は、 彼らは都の貴顕の権威を盾に、 しかし東国を中心とする地域では、 直接生産者を率いて国衙に抵抗し、 都の院宮王臣家および諸司と結びついた富豪層の経済的成長にあると 都の院宮王臣家・諸司と結びつき、大量の稲穀など動産を蓄積 今日の研究においても通説の位置を保っている。 院宮王臣家と富豪層の私的隷属関係を切断し、 党の蜂起・反乱を引き起こすなど人民的蜂起を導 律令政治を維持しようとする朝廷に政治的 積極的に編戸から離脱 国司に強力な

二七

起点とする。 以 来の歴史的展開のなかで生成されたものであるという。 富豪層論を継承した荒木敏夫氏によると、 三十年前の承和八 にあり、 (八四一)年五月五日太政官符で許可され三河国で行われた公田開発とそれに伴う勧農政策を これを契機に諸国で公田が開発あるいは再開発されたことにある。 十世 .紀初頭の三河国で見出せる「資産之輩」 その発端は貞観十二(八七〇)年十二月二十五日太政官符 は、 河 国 この官符に に おける九世

をし、 は、 験的に三河で施行され、 為を起こしている。 られる 延喜二(九〇二)年四月十一日太政官符(『類聚三代格』巻二十)や同五年十一月三日太政官符(『同』巻十九)にみ 満に死亡した場合、 る富豪層の成長は を便宜上 勧農政策を成功に導い 策であった。この政策が貞観十二(八七〇)年には、 して国有地の開発に努めてきた。 (八二四)年八月二十日格による諸国での荒田再開発では、 7 開発気力を喚起させる目的で、 の貞観十二年官符に引用される承和八年官符によると、 許可された。 「資産を有し事に堪うべきの輩」が中央の権威との結合によって国務対捍と私富蓄積を強める国務への妨害行 「資産之輩」と呼び、 資産之輩」 荒木氏によると、 土地は収公され、 十世紀初頭の三河国で典型的に展開されているとみなされているのである。 「件の格、 た三河国 成果が出たことの結果が全国的な実施へとつながった」と評価される。 は 只一国に下し未だ諸道に施さず」とあることから、 富豪之輩 彼らが都の王臣家および貴族との私的結合を作り出す要因にもなっていることを指摘 の人々の動きと連動し、 しかし、 開発者が六年未満に死亡した場合でも遺族に租税を免除する公田開発を行う申請 承和八年官符を起点として始まる勧農政策は、 遺族は開発費用分にあたる租税を免除されることはなかった。そこで三河国 とも呼ばれる富豪層と捉えられることから、 この頃は以前と比べ国力も衰え、 五畿内七道諸国で実施されることになる。 十世紀の国務遂行を妨げる 開発者は開発後六年間は租税を徴収され 「三河国は本来、 民も減少している」状況である。 水・土の便宜が有り、 三河国のみで行われていた勧農 「資産を有し事に堪うべきの 「三河国守によってなされ、 よく知られ 結果的に、 その一方で、 のちに三河 た平安 ない そのため が、 国では 承和八年 国守 六年 官 田 実

 \Box

が

減少していた、とみられる。

が を機に三 ったと位置づけられている。 河国 で実施された政 気策が、 貞観十二年に全国的な政策へ拡大されたことで、 その後の富豪層の増 加 に つ な

や戸籍制度の形骸化等、 また、 出する事態になっ 承和 八年官符にみられ たか、 諸事情により生じた面が少なからずあるとされている。 具体的な点は明らかにされていないという前提である。 る三河国 での国力の衰退および人口減少は、 「自然的 ただし、 なも のでは なぜ国力が衰え、 なく 他 民が の 流 国

広げただけで実際に効果があり、 元年格により開始された諸国での公田再開発の結果でもある。 など諸事情がある、 年から貞観十二 (八七〇) の荒木氏の指摘される三河国での人口減少が、「自然的なものではなく」他国への人口流出や戸籍制 とされる点には違和感を感じる。 年の間に、 全国規模での政策実施につながったとすれば三河国以外の国でも、 承和八年以前 承和八年官符があげる三河国 の三河国と同様の現象が起きていた。 承和八年官符が掲げるような六年分の租 の国力の衰退と人口減少は つまり国 承和 一力が 税免除 度の形 え衰退し 八 の枠 八四 天長 骸化 を

れば、 られ は、 は、 の見解とも矛盾することになる。 の増加が起こっていたことを想起させる。 三河国での国力衰退と人口減少が る 課役を免除される人々の増加による徴税の減少であり、 その場合、 紀半ば 、田氏の提唱された九世紀末以降に都の院宮王臣家・ に遡ることになる。 承和八年以前 + つまり九世紀半ば以前に三河国で国力を衰退させる律令制支配から脱却した人々 「自然的なものではない」とすれば、 -世紀初 それが貞観十二年までの三十年間に他国でも同様の現象が起きていたとす 頭以降、 三河国 諸司と地方の富豪層が私的結合を増やすという富豪層論 人口減少は律令制支配から脱却した人々の増加 の富豪層が国務遂行の妨げとなる、 朝廷が国家を支配するうえでの国 とされる荒木氏自身 力の衰退

含めて、 こうした点を踏まえると、 その理由を明らかにする必要があるのではないか。 承和八年官符にみられ . る三 河国 そのうえで三河国での勧農政策が行わ で の国 力の衰退および人口 減 少 は 自然発生的 れた経緯と、 な要因

全国規模で実施されたかを明らかにしなけ いれば、 富豪層が全国的に増加し地方制度を変容させるまでに至る理由を解

くことはできない

のではないだろうか。

氏 西別府元日氏の研究がある。 富豪層が .経済的に成長する時期と具体像を戸田氏と荒木氏とは別の観点から論証され た亀田隆之氏と寺内浩

置 廷が取締りの対象としたのは旧郡司層やこれに匹敵する上層農民、 暦期には 王臣家が山林原野を占有し、 の対象になる、 亀 田 氏は、 :国司自らが阿諛追従し院宮王臣家と結託することで、院宮王臣家らに違法行為をさせているとして厳しい処 富豪層と院宮王臣家との結合につい とされている。 諸国に稲を蓄えて百姓に出挙を行い、 て、 畿内を中心とする地域では、 下級の位階を帯びる者であった。 その経営を富豪層にあたらせていた、という。 八世紀前半からすでにあり、 八世紀後半の延 院宮 朝

はその後も続いていた、とされる。 定がみられる。寛平から延喜初年には厳しい処置が行われたにもかかわらず、 きに加担することから、 寺内氏によると、 院宮王臣家および諸司の在地進出を取り締まらねばならない国司が、 院宮王臣家・諸司の不当な土地占有などを禁じた法令と、 院宮王臣家・諸司と国司とのつなが それを黙認する国司を処罰する規 方では土地を占有 する動

半の諸宮・王臣家の活動を活発化させるという。 地方への進出と結合する要因となっていった、 また、 西別府氏は親王への賜田について、 九世紀中頃の賜田という土地経営からみた地域活動の公認は、 とされている。 地域における富豪層相互間の政治的・経済的争い が、 中央王臣家の 九世 紀 後

土地 以降 以上 経営 一の先学によると、 罰 の のなかにも院宮王臣家と私的結合をもつ者が現われる。 関 心を強めてい 八世紀前半 くという推移がみてとれ から畿内では院宮王臣家と富豪層との私的結合は既にあり、 一方、 九世紀後半以降、 都の院宮王臣家は地方の 延暦期 (七八二年

九世紀における朝廷の富豪層に対する政策に注目し、 官符等に記される諸国での富豪層の取締りが行われ

た状況を考察することで、 を可能にし、 のちに全国規模で実施される要因を明確にすることが本稿の目的である。 三河国に おいて勧農政策が開始された経緯を明らかにしたい。 九世紀の三 |河国で勧農政

| 「浮浪」の実態について

氏は富豪浪人の活躍に注目されているが、彼らを内包する「浮浪」とは、 いて編戸を離脱する「浮浪」 富豪層である「富豪之輩」が資産を殖やし都の院宮王臣家・諸司と結びつく前提を確認しておきたい。 に対し、朝廷が講じた対策から「浮浪」の実態をみておきた どのような状態を指すのか。 律令制下にお 戸 $\stackrel{'}{\boxplus}$

てい は が、 調庸を輸さず、 課役を逃れる者を浮浪人として問題視している。 和 帰郷す 年の東北の蝦夷戦争では「土人・浪人」「王臣の佃使」を区別することなく、 る :銅八(七一五)年五月一日格および養老五(七二一)年四月二十七日格では、⁽³⁾ なかには戦争に協力しない また、 れば、 課役を逃れるために日向から大隅や薩摩に逃れる者がいることが記される。 延曆四(七八五)年十二月九日太政官符 軍役に連れ戻されたと考えると浮浪人になったとみられる。 「富饒之輩」や軍役から離れる百姓がいたことが明らかにされる。 その頃の対応としては逗留者を記録し、 (『類聚三代格』巻八)には、大宰府管内で浮浪する百姓は 協力体制をとることを命じてい 八世紀前半に本貫から他 あるい さらに、 は 元の本質 軍役から離れる者 延暦. 貫 九 通送. (七九 る

郡山 二(八一一)年八月十一日太政官符 家族が増加し、 業を妨害するため、 世紀末以降、 裏に帳外の浪人が百人もいたことが発覚し、 あるいは世代が変わり集住したと考えられる場合もみら 大宰府管内では管外から来た浮浪人および任期が満了しても留住する官人とその一 本貫に返すか留住を願う場合は編入させるよう命じている。 (『類聚三代格』巻十七) にみられるように、 彼らを施薬院の寄留とし当院に紙を貢納するよう命じた。 ń 編 戸 元慶五(八八一)年には遠 を加える事例が増える。 災害により土地を失った人々が浮 族が、 浮浪 江 国 姓 の生 われる。

賈納できない状態であることから、公営田を佃らせるよう命じられている。このように積極的に編戸の身分を離脱 りつつあった。 浪人になっている場合もある。 課役から逃れて富を殖やす富豪浪人となる者がいる一方で、 弘仁十四(八二三)年にも大宰府管内で、 罹災により行き場を失い浮浪人となる者が問題とな 洪水と大旱魃のため備蓄がなくなり正

培など勧農政策が行われるようになる。 オロギー的なものと違い、 起こっている。 九世紀前半は旱魃や水害による飢饉や疫病が絶え間なく続き、 これに対し様々な対応策がとられた。 九世紀には実際の救済を重視したものになる。 その一つである賑給は、 後半になると、 併せて、 八世紀における天皇の有徳を示すイデ 長雨や旱魃に備えて麦や蕎麦の栽 大地震や火山噴火が 相 次 で

陽道の駅戸は三年分の田租が免除された。三河国で荒廃した公田の再開発が行われることになったのは、 のことである。 こうした状況下で、三河国を含む東海道諸国では交通の利便性がはかられ、 承和七 (八四〇) 承和八年官符にみられる国力の衰退および人口減少は³ 年六月には全国的な飢饉により承和二年以前 0 前年の全国的な飢饉の影響であったことが窺 調庸未進分が免除され、 矢作川 ・飽海川でも渡船 東海道・ が 東山 翌承和 加増され 道 八年 · 山 7

わる。 発する自然災害の影響で本貫地を失い浮浪する罹災者への対策も含まれていた。 このように、 九世紀に朝廷は浮浪人および富豪浪人に対して、 八世紀の 「浮浪」がおこる要因は課役を逃れることであったが、 編戸に新たな記録を加えるようになるが、これは九世紀に頻 九世紀になると自然環境の変化が 加

二 九世紀の都鄙間・鄙鄙間交通の増加

次に三河国での勧農政策について考察していく。承和八(八四一)年官符が三河国に下され、 同国におい て勧農政

策が開始された。当官符は、 (カギカッコ部分)。 貞観十二 (八七〇) 年十二月二十五日太政官符 (『類聚三代格』 巻八) に引用される

太政官符

一、可ト耕;-食荒田;更延+年限-事

左近衛大将行陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣。 臣宣;云。 \格耕営未\経\幾年\身早死去。爰開発之功空充、 疾殊多。謹案::天長元年八月廿日格:云。 令文,延,以,六年、徴,租之法同拠,格意、以潤,彼孤寡之家。然則公田益開、 造式所起請云。「太政官承和八年五月五日下,,三河国,符云。 依」請者。」件格只下:一国、未、施、諸道。 諸国荒田、 奉 収穫之秋不、続。 伏望。 勅。 一身之間、 依」請。 下二五畿内七道諸国、 永聴山耕食。但六年之後徵」租如」法者。 是国本有小水土宜 因」茲相憚無」心…開発。 私業遠譫。 普令:道行:者。 一頗開 謹請 望請、 |官田。当今国衰民少。荒 従三位守大納言兼 官裁,者。 至一于此類、更准 或百姓在 被二右大

貞観十二年十二月廿五日

開発に努めてきた。 を許可された。こうして三河国では公田 によると、 くしてしまうとして、 承和 開発者が開発六年未満で死亡した場合、その土地は収公され徴税は免除されなかった。 八年五月五日三河国に下した符によると、三河国は本来、 諸国の荒田開発が許可された。ただし、開発者の生存中はその者の耕作を許し、 しかし、この頃は以前と比べ国力も衰え、 開発者が死亡した場合も開発後六年間は遺族 開発 再開発が始まっ 民も減少している。天長元(八二四)年八月二十日格 た 水・土の便宜が有り、 の 租税が免除されることを太政官に訴え、 そのため官田として国有 租税も六年間は徴収しな そのため開 地

方、仁寿三(八五三)年には美濃国からの訴えで、 諸王らが畿外に自由に出入りし騒然となっていたことが伝え に全国的な実施へつながった。

5 ħ

由 17 『に出入していることが問題となっている。さらに、『など官人ばかりではなく、陸奥・出羽の夷俘のなか る事態も生じてい の時期、 関が停廃された影響で、 る²⁴ 諸王や地方官が都鄙間を自由に往来していた。 豊前 には :・長門等の国司が過所を発給せず唐人を自由に入京させて 国境から出て入京するものや、 都あるいは諸国へ向 播磨 0) 夷俘五 が かうの 近 江 に自 は 玉

を助長させたのではないだろうか。 加していた。 みてとれる。 こうしたことから九世紀後半になると人々の往来は、 つまり、 地方と都 都鄙間以外にも、 地方から地方への相互往来の増加が、 地方の富豪層と相互のつながりを求めるような地域間 都の院宮王臣家・ 都の院宮王臣家・ 諸司 の畿外への移動ばかりではないことが 諸司と諸国の百姓 (鄙鄙間) 国司等との関係 の往来も増

のような状況であったものの、 承和八 (八四一) 年を起点に三河国で始まる勧農政策は、 貞観十二 (八七〇) 年

て駅馬の不正使用が問題にされている。 全国的な勧農政策は施行されて早々、 これに対し朝廷は、 翌年には へ向かう御馬使等の駅馬の私的利用を禁止した。(②) 三河国からの訴えに基づく美濃国 諸国で人馬等を強雇されることがあれば、 「の解により、

強盗と同罪として扱うよう命じており、

東国

政官符 始まって約二十年後のことである。 調物を進上するために往還する船・ 税の輸送が妨害される事態になっ 承和二(八三五)年に渡船が加増された矢作川および飽海川のその後の様子は、 (『類聚三代格』巻十九) から窺うことができる。 車 7 院宮王臣家・諸司 77 人馬を強雇し運 たのである。 矢作川 の使は官船までも強雇する都に向 輸に混乱が生じていた。 当官符によると「諸院 飽海川を通過する官物輸送以外の運送量 貞観十二年の全国 諸宮・諸司・ 寛平六 (八九四) かう私的な輸送を増加させ 諸家の使等」 規模 年七月十六日 が相当数にの 0 公田開 が 都 が 太

ぼり、

入り乱れている様子が伝わる。

甲斐

武蔵 国司

国

に対

の責任

荘を停止するものである。

ことはなかった。 以降 相次いで以下のような禁制が出されたが、 都の院宮王臣家・諸司と諸国の富豪層とのつながりが断たれる

- 寛平三年(八九一)六月十七日太政官符 するために国司の許可を経ずに諸国に入ることを禁じた。 (『類聚三代格』 巻十九) では、 諸院諸宮家の使が調庸 の未 進分を徴
- 寛平六年(八九四)には院使等が党を結んで、路頭で駄馬を追い、 に支障をきたしている現状を上総・越後国が訴え、尾張・三河をはじめ九国に禁止するよう命じられた。 あるいは津辺で船を奪って、 調や官米の輸送
- 寛平七(八九五)年三月二十三日(『類聚三代格』巻十四)には、 王臣家が百姓に私物を出挙することを禁じて
- 寛平八 (八九六) 一段耕作すればよいことにした。 年四月二日(『類聚三代格』巻十六)に、 百姓の荒田および閑地の規制を緩和し、 町のうち

こうした事態に対して、延喜二(九○二)年には初めて荘園整理令が出された。 九通のうちの四通が院宮王臣家

に 資産を殖やす公田開発者と都の貴顕との結びつきは、 ことから、 解が引用され、 して映る。 人や諸院・諸宮・王臣家等の人および散位、 なかでも四月十一日太政官符(『類聚三代格』巻二十)は、三河国内で資産を持つ者たちが諸衛府の舎人ととも 諸院・諸宮・諸王臣家の雑色となり、 三河国の富豪層も下級官人として事実上、 課役を逃れようとする百姓が富豪層のもとに集まり、 そのことが国務遂行の妨げになっていることを指摘されている。そこには河内・三河・但馬三国からの これらの国で永く疲弊し困窮する民の多いことが述べられている。当官符では諸司、 みな本司や本主の威権を仮りて国司や郡司の差科に遵わず、 位子に対して、 公田を私物化する者が多数いたことが明らかになる。こうした 朝廷の立場では徴税が滞り、 省に留まり本来の職務を全うするよう命じている。 富豪層のもとで公田開発が進められており、 国内が疲弊する事態を招く存在 史生以下諸衛舎 税を納めな 班田を

るありさまであった。 ず、 えられる。 は逃散してしまったことが記される。三河国での行為に対し、 ると国に来ては る者もいたのであろう。 放棄しない者に負担が加重されていることを表している。 していたことと推測することができる。 使の従者たちは民家に乱入して財物を掠奪したり、 うち一通「応に諸院宮家の狩使を禁止すべき事」には、 耕作が終わり官物を納めた民や馬を使役させるため、 同様の状況は、 延喜五 富豪層と関わりを持たない者には国衙の負担が増したことで、疲弊し逃亡す (九〇五) 年十一月三日太政官符 諸院宮家へ訴訟をおこした国司等に対して、 租税が免除される公田開発者たる富豪層はさらに富を蓄積 国司等が諸院宮家の使に抗議をしてもその猛 都の 馬の半数以上が死亡し、 「諸院宮家の狩使」 (『類聚三代格』巻十九) からも伝 が狩猟のために春月にな 使役される民も大半 訴訟を混乱させ 威に勝て

る。 なっ 国規模で施行されたことで、三河国以外の諸国においても富豪層の出現を助長する要因の一つになっているといえ にとっては自らの権利の行使である。 諸院宮家の使の三河国での掠奪や訴訟への妨害行為は、 ていたことは明らかである。 諸院宮王臣家・諸司と結びついた富豪層が公田開発者のなかにおり、 こうしたことから、 官符は国司の訴えであるため、 承和八年を起点に三河国で始まった勧農政策は成果をあげ、 国務を遂行する朝廷の立場から見た場合であり、 必ずしも事実を記しているとは言えな 朝廷にとっては徴税が脅かされる事態 諸院宮家 しか 全

か 次に言及していく。 かし全国 的 な飢饉の なかで、 なぜ三河国で勧農政策が行われたのか。 それがなぜ全国的な政策へと拡大したの

三 九世紀の勧農政策の要因

承和八(八四一)年官符を起点として、三河国で勧農政策が行われた要因は何か。 三河での政策を全国で行うこと

が、 三河国 [で富豪 層 .で勧農政策が行われた理由として三つのことが考えられる。 0 増加 を助長するものと予測できなかっ たのか。 ここでは、 その 理由を考えてみた

除き、 開発することで、 江や信濃にも置かれたものの承和八年当時、 世紀における賜田を挙げておられるので、 として条件付きで私財化を認める一方、 よび空閑地 大半が畿内・近国に所在する。 は が占める。 九世 どの程度、 紀に諸 天長期に朝廷は、 王臣 租税の増加が見込めるかをはかったと推測することができる。 の土地への意識変化がある。 東海道には比較的都に近い美濃、 諸王臣にも荒廃地・未墾地を賜与していた。 常荒田や未墾地の開発を強力に推進するため、 これを参考にしたい。これにの意識変化がある。西別府氏が 三河にはなかった。 朝廷は これによると、 諸王臣 尾張にも置かれてい 「九世紀 の賜田がない三 にの賜田 九世紀の諸王臣の賜田 九世紀の諸王臣 貴族層 [と土地 た。 河国において公田を再 0 政 開 策 都からやや離れ 発 の の 賜田 再 は な 開 か 荒廃 は 発 0 る遠 部 成 田 九 お

うか。三河国では過去の災害対策を参考に、 ⁽³⁾ で地 豆で甚大な被害があったなかで三河国は、 ことが推測され は、 重用されているため、 さらに三つ目として、 (弘仁十一〔八二〇〕年頃成立)、 翌年の大地震の被害である。信濃・伊豆の地震では班田が損失し、 震が起こり家屋が 火山噴火や地震が相次いで発生し、 むしろ、 る 大規模災害の発生による罹災者の増加が挙げられる。 周辺 地域の人々が減少することで、 が倒壊し、 彼の出身地が選ばれた可能性はある。 諸国 政策の推進に三河国出身の大判事興原敏久の存在があると考えられる。 の罹災者が三河国に来て荒廃した公田を耕作することを期 七月の伊豆国 『令義解』 それに伴うように飢饉や反乱が起きている。 たとえ荒廃田が増加していたとしても周辺諸国に比べれば被害は少 公田開発・再開発を太政官に申請し許可されたと考えられ の地震では里が壊滅状態に陥っていた。 (天長十〔八三三〕 耕作請負人がいなくなった公田は増加し荒廃したのでは 年成立) あるいは放棄され、 九世紀、 0 編集に関わっ 関東・東北をはじめとする 特に、 承和七年の全国 待したのではない 浮浪する人々が 承和八年は二月に信 た業績があ 興原敏久は 的 b . る。 いだろうか⁽³⁵⁾ な飢 信 ない 海加 政府でも 『弘仁格 饉33 諸 濃や伊 だろ でした 濃 方 国

こうして行われ た政策は、 信濃や伊豆の罹災者も加わり、 定の成果をあげたのでは な か。

威を借りることで私財を殖やそうとする動きがあったと考えられる。 えられる。 荒田等を賜田として諸王臣に与え、 **|廷はたびたび諸王臣の山野独占を禁止し、** 一方で賜田を認められなかった諸王諸臣らは地方への土地経営を求め、 永続的な資財として認めるようになる。 墾田を制限してきた。しかし、 彼らは三河国での勧農政策を全国規模に拡大し 政策 承和年間になると、 の また地方の国司等も都 転換は大規模災害への対応策と捉 収公した空閑地 の貴顕の権

ようと推進したのではないか。

あった。 下まで大津波が押し寄せ、 橋 の公田再開発につながったのであろう。 山河岸崩壊も地震による影響とみられる。肥後国では大風雨による家屋倒壊と海水の浸水が報告され そして、 たび重なる災害の影響により諸国が疲弊するなかで火急の対応にせまられていたことが、 三河国での政策が全国で行われるに至るが、 多数の死者を出す被害を被っている。 貞観十一(八六九)年は五月に陸奥国で大地震があり多賀 また七月にも京都で地震が起きているが、 翌年の全国規模で 大和国椋 る年で 城

やむを得ない状況であったことが考えられるのである。 する大規模災害が頻発したことで土地を失い浮浪する罹災者への救済策であるとともに、 司との関係をもつ「富豪之輩」を生み出し、 こうして三河国を端緒とし、 全国規模で行われるようになった公田開発 富豪層を増加させたのであった。 ・再開発は、 しかし、 全国 その背景には地震をはじめと 安定した徴税対策として 的 に都 の院宮王臣家

たといえるのではないか。 **|廷にとって三河国を治めるうえで富豪層が問題になった頃には、** |河国で禁制を出 しても 同様の現象が他国で起こるというように、 すでに全国的な公田開 富豪層に対する問題は全国規模に拡大してい 発 · 再 開 発 が進 L でお

点が置かれていたことについて言及した。

以上、 承和八年官符を起点とする勧農政策が三河国で行われた経緯と、 この政策が全国規模で実施された要因を考

察し、次のことを明らかにした。

租税の増加や政策の効果を判断しやすかったと考えられる。 あったと考えられる。 承和八年官符にみられる三河国での国力衰退および人口減少は、 三河国での勧農政策は、 三河国は他国に比べると地震等、 前年の飢饉、 同年の信濃・伊豆での地震で罹災した人々への対応策であった。 被害が大きくない方で、さらに、 耕作には本貫地を失った罹災者を当て、 前年の全国的な飢饉と、 王臣賜田がなかったため、 同年の地震被害の影響で 罹災者支援に重 したが つて

ため、 全国での実施も罹災し本貫地を損失した人々への救済策として始められたと考えている。 政策が貞観十二年に全国で実施される前年にも陸奥・ 京都 ・肥後で未曾有の大規模災害が発生してい る。 そ 0

地を失った罹災者は疲弊していたが、 方の国司等と私的結合を持つようになる。 を殖やし、 の全国での実施を推進したのではない その一方、 富の格差が広がっていった状況が窺われる。 三河国での勧農政策を機に王臣賜田 か。 都の院宮王臣家・諸司と関係を結ぶ地方の富豪層は勧農政策を通じてさらに富 当政策の全国での実施以降、 地方の国司等は都の院宮王臣家・諸司と私的結合をもつことで、 の対象にならない院宮王臣家・諸司は地方へ 諸国で富豪層はさらに増加していった。 の土地経営を求 勧農政策 8 圳

つながったといえよう。 の院宮王臣家・諸司と関係を結ぶ地方の富豪層は限られた存在であり、 こうしたことを勘案すると、 全国的な勧農政策が始まる以前 は 畿内 貞観十二年官符を起点として全国的な増加 近国と大宰府管内等 部 0 玉 を 除 て、 5

貞観十二年(八七○)十二月二十五日太政官符所引(『類聚三代格』巻八)。

以下、貞観十二年十二月二十五日太政官符は

注

Î と院宮王臣家・諸司」(『ヒストリア』第一六三号、一九九九年)を参照した。 田章・鬼頭清明編『新版[古代の日本]第六巻 近畿Ⅱ』所収、角川書店、 二つの階級」 と階級構成 成立期の国家と農民」 |日本の時代史5 戸田芳実 .田氏を含め富豪層を扱った研究は多数あるが、本稿では本文に掲載したものの他に、河音能平「中世封建時代の土地 「平安初期の国衙と富豪層」『日本領主制成立史の研究』(岩波書店、一九六七年。初出一九五九年)、 (『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年。初出一九六二年)、吉川真司「院宮王臣家」(吉川真司 (『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年。初出一九六四年)、 平安京』所収、吉川弘文館、二〇〇二年)、西山良平「平安京と周辺農村」(坪井清足・平野邦雄監修、 『初期中世社会史の研究』(東京大学出版会、一九九一年。初出一九六八年)。 一九九一年)、市大樹 同氏「日本封建国家の成立をめぐる 「九世紀畿内地域の富豪層 同氏 制度 世 町

- 2 戸田芳実「平安初期の国衙と富豪層」(前掲注1)一八~二三ページ。
- 3 田芳実 「中世成立期の国家と農民」(前掲注1)一七~二六ページ。
- 4 伴氏」『敗者の日本史4 『新編岡崎市史1 原始・古代』(新編岡崎市史編集委員会、一九九二年。〔第七章、荒木敏夫氏執筆〕)、 古代日本の勝者と敗者』(吉川弘文館、二〇一四年)一八九~一九三ページ。 荒木敏夫「三河 大
- 6 「貞観十二年官符」、 承和八年五月五日太政官符は 「承和八年官符」と記す。
- 『新編岡崎市史】 原始・古代』(第七章、 荒木敏夫氏執筆)・荒木敏夫「三河大伴氏」 (前掲注4)。
- 7 『新編岡崎市史】 原始・古代』(第七章、 荒木敏夫氏執筆) · 荒木敏夫 [三河大伴氏] (前掲注4)。
- 8 亀田隆之「古代における山林原野の問題」 (『日本古代制度史論』 吉川弘文館、 一九八〇年。初出一九七二年)。
- 9 続日本紀』延暦三年十二月庚辰条など。
- 10 寬平七年三月二十三日太政官符 (『類聚三代格』巻十四)。
- $\widehat{\Pi}$ 寺内浩 「地方支配の変化と天慶の乱」(『岩波講座 日本歴史』第四巻所収、 岩波書店、 二〇一五年)。
- 12 西別府元日 「九世紀の賜田と土地制策」『日本古代地域史研究序説』 (思文閣出版、二〇〇三年。初出一九七八年)。
- ともに弘仁二年八月十一日太政官符所引 (『類聚三代格』巻十七)。

- (1) 『続日本紀』延暦九年十月癸丑条
- 15 **斉衡二年六月二十五日太政官符所引、** 延曆十六年四月二十九日太政官符(『類聚三代格』巻十二)。
- (16)『日本三代実録』元慶五年三月十四日壬戌条。
- (17) 弘仁十四年二月二十一日太政官奏(『類聚三代格』巻十五)。
- 18 ター[古代・中世]地震・噴火史料データベース(β版)sakuya.ed.shizuoka.ac.jp(二〇一七年十一月四日参照) |地震の日本史』(中央公論社、二〇一二年版)、保立道久『歴史のなかの大地動乱| 寺内浩 「地方支配の変化と天慶の乱」 (前掲注11) 八四~八五ページ。 地震など災害については、 奈良・平安の地震と天皇』(岩波書店 静岡大学防災総合セン 寒川 旭
- 二〇一二年)を参照した。
- (1) 承和二年六月二十九日太政官符(『類聚三代格』巻十六)。
- (20) 『続日本後紀』承和七年六月庚申条。
- (21) 仁寿三年四月二十六日太政官符(『類聚三代格』巻十九)。
- (22) 『続日本紀』延暦八年七月甲寅条。
- 23 ·続日本後紀』承和二年十二月甲戌条、 『日本三代実録』貞観八年四月十一 日乙酉条
- (24)『日本三代実録』貞観八年四月十七日辛卯条、同年五月二十一日甲子条。
- (25) 貞観十三年六月十三日太政官符(類聚三代格』巻十八)。
- (26) 寬平六年七月十六日太政官符(『類聚三代格』巻十九)。
- 27 人・道俗等 | 私遣 | 使者 | 弁+定訴訟 | 事 | の二通ある。 延喜五年十一月三日太政官符は 「応」禁止諸院宮家狩使 事 および 「応」禁二制諸院 諸宮・諸司・諸寺・ 諸王臣家依山土浪
- 28 『新編岡崎市史1 原始・古代』(第七章、 荒木敏夫氏執筆)·荒木敏夫 [三河大伴氏] (前掲注4)。
- (29) 西別府元日「九世紀の賜田と土地制策」(前掲注12)一六九~一七三ページ。
- 30 西別府元日 「九世紀の賜田と土地制策 (前掲注12) 一五九~一六四ページ。
- (31)『続日本後紀』承和八年七月癸酉条。(31)『続日本後紀』承和八年二月甲寅条。

- 33 前揭注20。
- 35 34 に浪人を招き寄せるよう記載されている。時代背景が異なる文書とはいえ、浪人を招き勧農を行うことは以前から行われてい 時代は下るが、嘉応三(一一七一)年二月の散位中原頼貞譲状案(『平安遺文』三五七〇号)には、荒廃地を勧農するため 前掲注17。
- 37 36 西別府元日「九世紀の賜田と土地制策」(前掲注12)。
- 『日本三代実録』貞観十一年五月二十六日癸未条・七月八日甲子条・同月十三日己巳条。

たと考えるのが自然で、三河国の場合も勧農政策を通じて周辺地域の浮浪する罹災者を移住させたことが想定される。

Estate Class in the Province of Mikawa of the Early Stage of the Heian Period

Kazuko Ebisawa

This paper explores the reasons why the agricultural policy is encouraged in the Province of Mikawa and the whole country in the 9th centuries.

According to the prior study, the social change occurred from the end of 9th to the 10th centuries. Economic growth of estate class is said to have changed the local communities in the early stage of the Heian period. They had a personal servitude relationship with the Imperial family and Government official. Through the relationship, estate class became the owner of the large-scale land.

The encouragement of agriculture policy began to be forced in 841 in the Province of Mikawa. Then, the same policy was excuted in the whole country from 870. The policy was enforced after some large-scale disasters. Officially, the policy was a remedy for victims. However, it resulted in making estate class more wealthy, which produced a disparity in society.

In conclusion, the policy was enforced as a remedy for the victims of the large-scale disasters. As a result, estate class became the owner of the large-scale land through the policy.